

川崎病院エネルギーサービス事業運営支援業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

川崎病院エネルギーサービス事業運営支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、川崎病院において導入したエネルギーサービス事業について、エネルギーサービス事業者（以下「事業者」という。）が川崎病院エネルギーサービス事業 事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める熱源効率の更なる向上のため、川崎病院に対して技術的支援を行うとともに、川崎病院の省エネルギー化に向けた対策の適切な進行管理を行うものである。

4 業務内容

(1) エネルギーサービス事業効率改善支援

エネルギーサービス事業の熱源効率の更なる向上のため、適切な助言や提案を行うこと。および、エネルギーサービス事業者が提出した製造・消費エネルギー量や熱源効率に関する各種資料について、算定方法・前提条件・計算結果の妥当性を検証し、必要に応じて改善点を指摘すること。

(2) 省エネルギー化の適切な進行管理

川崎病院におけるエネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位の算出及び管理を行うとともに、令和7年度に実施した除湿再熱を削減する空調機の運用について、BEMS データを用いて安定的な運用が行えているか検証し、必要に応じて運用管理マニュアルの見直しを行うなど、省エネルギー化の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うこと。

(3) 省エネルギー化に向けた対策を検討する会議の運営管理

月1回省エネルギー化に向けた対策を検討する会議を設置し、議事進行を行い、川崎病院及び事業者に対して調査結果や検討結果の報告・提示を行う。

ア エネルギーサービス設備に係るシステム COP の向上に関する事項

イ 川崎病院の省エネルギー化に向けた対策に関する事項

ウ 川崎病院におけるエネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位の推移状況に関する事項

(4) 職員への省エネルギー教育

川崎病院の職員に対して年1回、省エネルギー教育を実施すること。

5 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法は川崎病院と協議の上、決定する。電子媒体については、CD-R または DVD-R で提出する。

(1) 業務委託報告書

本業務において実施した業務内容をまとめたもの（作成した資料、議事録、成果物など）。

ア 紙媒体 2部

イ 電子媒体 2部

6 委託業務の実施条件等

(1) 基本事項

ア 業務の遂行にあたっては、川崎病院と十分な連絡を保ち、処理方針については、川崎病院の指示及び承諾を受けるものとする。

イ 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

ウ 川崎病院は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。

エ 本業務の遂行によって生じる権利は、川崎病院に帰属するものとする。

オ 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らしてはならない。

カ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に川崎病院の了承を得るものとし、再委託先にも本仕様書の内容を順守させるものとする。

キ 業務の遂行にあたり川崎病院が貸与する資料は、毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、契約期間満了までに返却しなければならない。

ク 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、川崎病院と受託者で協議の上決定するものとする。

(2) 専門職・技術者等の確保

ア 業務の遂行にあたっては、下記（ア）（イ）の経験・技術資格を有する主任技術者を配置すること。

（ア）一級建築士であること。また、15年以上の実務経験を有する者であること。

（イ）設備設計一級建築士及び建築設備コミッションング協会認定 CxPE（性能検証技術者）であること。

イ 担当チームに配属する人物は、状況に応じて手法や対応策を採算面も含めて的確に提案できる能力を有する者でなければならない。

(3) 受託者に求める姿勢

ア 受託者は、川崎病院の業務について十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。

イ 本仕様書に記載がない事項であっても、受託者の専門的見地から確認、検討すべきと考えられる事柄がある場合には、主体的・積極的に提案するものとする。

ウ 成果物をはじめ提出する資料については、平易かつ正確な表現で作成するほか、適宜、図表・写真・イラストを挿入するなど視覚的にもわかり易いものとする。